

「国保は社会保障か、相互扶助か」をめぐって

～旧国保法、最高裁判決、「国保のことば」、新国保法の関係

2010/11/24 埼玉社保協/丸山

1、旧国民健康保険法(1938年施行)の目的は以下のとおりです。

第1条 国民健康保険は相扶共済の精神に則り、疾病、負傷、分娩又は死亡に関し、保険給付を為すを目的とする。

2、新国民健康保険法(1959年施行)の目的は以下のとおりです。

第1条 この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。

第4条 国は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるようにつとめなければならない。

2、都道府県は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるように、必要な指導をしなければならない。

「詳解 国民健康保険」(厚生労働省国民健康保険課編 1960年)

(これは)国民健康保険の社会保障体系に占めるすぐれた地位を承認し、福祉国家へ歩むわが国の態度を明らかにしたものといえよう。・・・新法は、このような旧法に臨んだ国の態度を脱ぎすて、国民健康保険を国自らの事務とし、市町村に保険者として国民健康保険事業を行わせるのが、この場合、市町村の事務いわゆる団体委任事務と解するにいたっている。

3、いつも行政は「国保は相扶共済制度です」と言います。

これは「国保のことば～法文解釈の手引き」(国民健康保険中央会発行)を根拠にしていると思われます。

4、国民健康保険中央会発行「国保のことば～法文解釈の手引き」には、次のような記載があります。

「国保制度は相扶共済の精神にのっとり、市町村住民を対象として、病気、けが、出産及び死亡の場合に保険給付を行う社会保険制度である」

5、「国保のことば」のもとには最高裁の判決があるようです。

昭和33年(1958年)2月12日の最高裁判決(滞納処分無効確認請求事件)には、「国保は相扶共済の精神で・・・」との記載があるようです。「国保のことば」はこの判決を根拠にしているのではないかと思います。

6、その最高裁判決は旧国保法のもとでの判決です。

現在の国民健康保険法の公布は昭和33年12月で、施行は昭和34年1月であり、最高裁判決は旧国保法のもとでの判決です。

旧国保法 1938年施行

最高裁判決 1958年 2月12日

新国保法 1958年12月公布

1959年 1月施行

7、したがって国保は、新国保法第1条および第4条に規定されているように、国の責任で運営される社会保障の制度です。